

改正案

現行

電磁的方法）

第一条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（労働金庫法施行令に係る電磁的方法）

第二条 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第一条の三

第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録した者を交付する方法

（新設）

（新設）

二 ファイルへの記録の方式

(電磁的記録)

第三条 法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電子署名)

第四条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第二十三条第二項

二 法第四十条第二項(法第六十七条において準用する場合を含む。)

2| 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいふ。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第二十三条の四第二項第三号(法第六十七条において準用する場合を含む。)

二 法第二十四条第十項第二号

三 法第四十条第四項第二号(法第六十七条において準用する場合を含む。)

四 法第四十一条第十一項三号

五 法第四十一条の三において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百九十六条第二項第二号

六 法第五十三条の四第三項第二号(法第六十七条において準用する場合を含む。)

七 法第五十三条の五第四項第二号(法第六十七条において準用する場合を含む。)

八 法第五十六条第三項第二号

九 法第六十二条の五第二項第三号

十 法第六十二条の六第二項第三号及び第九項第三号

十一 法第六十二条の七第二項第三号

(新設)

(新設)

(新設)

- 十二 法第六十三條第八項第三号
- 十三 法第六十七條において準用する会社法第四百九十六條第二項第三号
- 十四 法第九十四條第一項及び第三項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。)(第二十一条第四項)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫又は労働金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)(の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。)

- 一 法第二十三條の四第三項(法第六十七條において準用する場合を含む。)
- 二 法第四十一条第十項
- 三 法第五十三條の五第三項(法第六十七條において準用する場合を含む。)

(創立総会における発起人の説明義務)

第七条 法第二十四條第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は次に掲げる場合とする。

- 一 予定会員(法第二十四條第五項に規定する予定会員をいう。以下同じ。)(が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。))
 - イ 当該予定会員が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を発起人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 予定会員が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の金庫その他の者(当該予定会員を除く。)(の権利を侵害することとなる場合)
- 三 予定会員が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、予定会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

(創立総会の議事録)

第八条 法第二十四條第八項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めることによる。

2| 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3) 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人、理事又は監事の氏名
- 四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名

(事業免許の審査)

第九条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 法第六条の免許を申請した労働金庫又は労働金庫連合会(以下この条において「申請金庫」という。)の出資の総額が令第一条に規定する額以上であり、かつ、その行おうとする金庫の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二〇五 (略)

(事業免許の予備審査)

第十条 金庫の発起人は、法第二十四条第一項の規定による創立総会の公告の前に、法第二十九条に定めるところに準じた書面を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出して法第六条の免許の予備審査を求めることができる。

第十一条 (略)

(削る)

(定款の変更等の認可の申請等)

第十二条 金庫は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣又は都道府県知事(以下「金融庁長官及び厚生労働大臣等」という。)に提出しなければならない。

- 一 定款の変更

イハ (略)

- 二 定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものである場合には、法第五十六条第一

(事業免許の審査)

第一条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。)第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 法第六条の免許を申請した労働金庫又は労働金庫連合会(以下この条において「申請金庫」という。)の出資の総額が労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。)第一条に規定する額以上であり、かつ、その行おうとする労働金庫又は労働金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二〇五 (略)

(事業免許の予備審査)

第一条の二 金庫の発起人は、法第二十四条第一項の規定による創立総会の公告の前に、法第二十九条に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出して法第六条の免許の予備審査を求めることができる。

第一条の三 (略)

第一条の四 削除

(定款の変更等の認可の申請等)

第一条の五 金庫は、法第三十三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣又は都道府県知事(以下「金融庁長官及び厚生労働大臣等」という。)に提出しなければならない。

- 一 定款の変更

イハ (略)

- 二 定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものである場合には、法第五十六条第一

項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに法五十七条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合)については、これらの方法による公告(をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をし、ても当該債権者を害するおそれのないことを証する書面)

ホ 定款の変更が地区に関するものである場合には、当該金庫の現在の地区及び変更しようとする地区、変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該金庫の事務所を設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書面

ヘ その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面
業務の種類又は方法の変更

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録(法第三十九条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされる場合)にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

ハ (略)

二 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ ホ (略)

ヘ 法第五十八条の二第五項の規定による認可を受けて行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務」という。)

ト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。)を子会社(法第三十一条第五項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。)とつちがするをいふ

項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第二項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

ホ 定款の変更が地区に関するものである場合には、当該金庫の現在の地区及び変更しようとする地区、変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該金庫の事務所を設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書類

ヘ その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類
業務の種類又は方法の変更

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

ハ (略)

二 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第十二条 法第三十三条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ ホ (略)

ヘ 法第五十八条の二第十項の規定による認可を受けて行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務」という。)

ト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。)を子会社(法第三十四条第五項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。)とつちがするをいふ

ロ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

八 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号及び第八十四条第一項第五号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更

三・四（略）

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項、第四十五條第九項、第四十七條第五項、第四十九條第三項及び第八十三條第三項において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第百二條並びに第百十五條を除き、以下同じ。）とす。

一～四（略）

2 法第三十二条第六項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（役員又は兼業の認可の申請等）

第十五条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び参事（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十五條第一項ただし書の規定により、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。次項において同じ。）となることについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

ロ 法第九十四条第二項及び令第七条において読み替えられた法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九條の七第四号を除き、以下「銀行法」という。）第三十七條第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

八 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号及び第十條第一項第五号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更

三・四（略）

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第二條の二 法第三十四条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項、第六條の二第九項、第六條の四第五項、第六條の六第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十四条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第十二條の七並びに第十六條の三を除き、以下同じ。）とする。

一～四（略）

2 法第三十四条第六項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（役員又は参事の兼業の認可の申請等）

第三條 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び参事（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十六條第一項ただし書の規定により、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。次項において同じ。）となることについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

い。

一・二 (略)

三 金庫及び当該他の金庫等における常務の処理方法を記載した書面

四 金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)、

剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)(その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書

面

六 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

一・二 (略)

三 金庫及び当該他の金庫等における常務の処理方法を記載した書類

四 金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書類

五 当該他の金庫等の定款、最終の業務報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、

剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(創立費)

第三條の二の二 金庫の負担に帰すべき設立費用及び設立登記のために支出した税額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、金庫の成立の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

2 (略)

(開業費)

第三條の二の三 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、開業の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(研究費及び開発費)

第三條の二の四 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

一 新製品又は新技術の研究

二 新技術又は新経営組織の採用

三 資源の開発

四 市場の開拓

(引当金)

第三條の二の五 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失

とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(削る)

第三條の三 法第三十九條の二第四項及び第七項の監査報告書は、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない。

2| 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第三條の四 法第三十九條の二第四項の監査報告書には、決算期後に生じた事実で金庫の財産

又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、業務報告書(法第三十九條第一項の業務報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。)に記載があるときはその旨、理事から報告があつたときはその事実を記載しなければならない。

2| 業務報告書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載しなければならない。

3| 業務報告書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示さなければならない。

4| 前二項の規定は、法第三十九條第一項の附属明細書の監査に関する記載について準用する。

5| 第一項の監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がその資格を記載して署名押印しなければならない。

一 会計監査人が公認会計士である場合 当該公認会計士

二 会計監査人が監査法人である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

1| 当該監査報告書が指定証明(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)に係るものである場合 当該指定証明に係る特定指定社員(同項に規定する指定社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。)

2| イに掲げる場合以外の場合 当該監査法人の代表者及び特定社員(当該代表者以外の当該監査法人の社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。)

(監事の監査報告書)

第三條の五 法第三十九條の二第七項の監査報告書には、業務報告書に記載されていない決算期後に生じた金庫の状況に関する重要な事実について理事から報告があつたときは、その事実を記載しなければならない。ただし、同条第四項の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

2| 法第三十九條の二第八項第三号の規定により監査報告書に商法(明治三十二年法律第四十

(削る)

(削る)

(会社法の規定を準用する場合における子会社)

第十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、令第五条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)とする。

一 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十一条第三項及び第四項

二 法第四十一条の三において準用する会社法第三百三十七条第三項第二号

三 法第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項、第四項並びに第五項第二号及び第三号

四 法第四十一条の四第二項において準用する会社法第三百三十七条第三項第二号

(監査報告の作成)

第十七条 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十一条第一項の規定により内閣府令・厚生労働省令で定める事項については、この条の定めることによる。

2| 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該金庫の理事及び職員

二 当該金庫の子法人等(令第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)(の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人)

三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者

3| 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそ

八号(第二百八十一条ノ三第二項第十号に掲げる事項を記載する場合において、次に掲げる事項につき理事の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならない。)

一 法第四十二条において準用する商法第二百六十五条第一項の取引

二 金庫が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。)

三 金庫がした子会社又は会員(個人会員を除く。)(との通例的でない取引

四 法第二十一条第一項ただし書の規定による会員の持分の取得及び同条第二項の規定によるその処分

3| 前項各号に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載しなければならない。

4| 第一項の監査報告書には、各監事が署名押印しなければならない。この場合において、常勤の監事は、その旨を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

れのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に感じ、当該金庫の他の監事及び子法人等の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(監事の調査の対象)

第十八条 法第三十七条の五又は第六十八条において準用する会社法第三百八十四条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(新設)

(業務の適正を確保するための体制)

第十九条 法第三十八条第五項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

(新設)

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- 六 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 七 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の議事録)

第二十条 法第四十条第一項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるようにする。

(新設)

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十三条第三項の規定により監事が招集したもの

八 法第三十九条第四項において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

二 法第三十九条第四項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十七条の第三項

ロ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十二条

ハ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十三条第一項

六 理事会に出席した理事又は監事の氏名

七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第三十九条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした理事の氏名

三 理事会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十一条 法第四十一条第一項の業務報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、労働金庫にあつてはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、労働金庫連合会にあつてはそれぞれ別紙様式第五号から第八号までにより作成しなければならない。

2 法第三十八条第五項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決議の内容を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 第一項の規定により作成する貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(業務報告の監事の監査報告の内容)

第二十二条 監事は、業務報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査(計算関係書類(各事業年度に係る計算書類(法第四十一条第一項に規定する計算書類をいう。以下同じ。))及びその附属明細書をいう。以下同じ。))に係るものを除く。次条において同じ。))の方法及びその内容

(業務報告書等の記載方法)

第三条の二 法第三十九条第一項の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、労働金庫にあつてはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、労働金庫連合会にあつてはそれぞれ別紙様式第五号から第八号までにより記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

二 業務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該金庫の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該金庫の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 前条第二項に規定する内容がある場合において、当該内容が相当でないことを認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(業務報告の監事監査報告の通知期限)

第二十三条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 業務報告を受領した日から四週間を経過した日

二 業務報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事の間で合意した日

2 業務報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、業務報告については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいふ。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者と定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 業務報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいふ。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(計算関係書類の監査についての通則)

第二十四条 法第四十一条第三項及び第四十一条の二第三項の規定による監査(計算関係書類)成立時の貸借対照表を除く。()に係るものに限り、次条から第三十条までにおいて同じ。

(新設)

(新設)

については、次条から第三十条に定めるところによる。

2) 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第一条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(計算関係書類の監事の監査報告の内容)

第二十五条 監事(特定金庫)法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。()の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。()は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 監査報告を作成した日

2) 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 継続企業の前提(当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたって事業を継続することの前提をいう。第二十七条第二項第一号)特定金庫における計算関係書類の監査(において同じ。)()に係る事項

- 二 正当な理由による会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

(計算関係書類の監事の監査報告の通知期限等)

第二十六条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
- 2) 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3) 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規

(新設)

(新設)

定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第二十七条 特定金庫の計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していること認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していること認められる旨並びに除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査

(新設)

人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 継続企業の前提に係る事項

二 正当な理由による会計方針の変更

三 重要な偶発事象

四 重要な後発事象

4| 当該事業年度に係る計算関係書類の監査をする時における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る計算関係書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算関係書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。

5| 特定金庫の監事は、計算関係書類及び会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨)

三 重要な後発事象(会計監査報告の内容となつていないものを除く。)

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(会計監査報告の通知期限等)

第二十八条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定監事及び特定理事に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

2| 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

(新設)

4| 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(第三十条において同じ)。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5| 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする(次条及び第三十条において同じ)。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めた場合 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十九条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(特定金庫の監事の監査報告の通知期限)

第三十条 特定金庫の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日(第二十八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日)から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2| 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

(新設)

(新設)

(業務報告等の会員への提供)

第三十一条 法第四十一条第五項又は第四十一条の二第五項の規定により会員に対して行う提供業務報告(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)(の提供に関しては、この条に定めることによる。)

(新設)

一 業務報告

二 業務報告に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告

三 第二十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨を記載又は記録した書面又は電磁的記録

2| 通常総会の招集通知(法第四十九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。)(を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供業務報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならぬ。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3| 理事は、業務報告の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を发出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類等の会員への提供)

第三十二条 次の各号に掲げる規定により会員に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)(の提供に関しては、この条に定めることによる。)

(新設)

一 法第四十一条第五項 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監事の監査報告

- ハ 第二十六条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
- 二 法第四十一条の二第五項 次に掲げるもの
- イ 計算書類
- ロ 計算書類に係る会計監査報告及び監事の監査報告
- ハ 第二十八条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
- 二 第三十条第二項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
- 2| 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。
- 一 書面の提供 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
- イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
- ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供
- 二 電磁的方法による提供 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
- イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
- ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供
- 3| 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」といふ。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告したものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。
- 4| 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を通常総会に係る招集通知を发出するときから通常総会の日から三箇月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置）（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記載され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいふ。）（を使用する方法）によつて行われるものに限る。（を定める場合における第二項の規定の適用について

は、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、理事は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる者を会員に対して通知しなければならない。

6 理事は、計算書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発売した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類の承認の特則に関する要件)

第三十三条 法第四十一条の二第九項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 法第四十一条の二第九項に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第二十七条第二項第二号イに定める事項が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

三 法第四十一条の二第九項に規定する計算関係書類が第三十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(報酬等の額の算定方法)

第三十四条 法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 理事、監事又は会計監査人(以下「役員等」という。)がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)(として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益)(次号に定めるものを除く。)(の額の事業年度)法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。(この合計額のうち最も高い額)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該金庫から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていた場合における当該支配

(新設)

(新設)

人その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

口 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事(会員外理事(法第四十二条第四項第一号に規定する会員外理事をいう。(3)において同じ。)を除く。)

(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二

2| 法第四十二条第四項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

三 当該金庫の業務を執行した前二号以外の理事

3| 法第四十二条第四項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する取締役は、次に掲げるものとする。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて金庫の子法人等の業務を執行する取締役として選定されたもの

三 当該子法人等の業務を執行した前二号以外の取締役

4| 法第四十二条第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていたときは、当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十五条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(新設)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十六条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 金庫が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む)。
- 二 役員等の責任又は義務の有無についての判断
- 三 役員等に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

第三十七条 (略)

(招集の決定事項)

第三十八条 法第四十九条第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十九条第一項第一号に規定する総会が通常総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る通常総会の日に相当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十九条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(次に掲げる場合を除く。)(は、その場所を決定した理由)

- イ 当該場所が定款で定められたものである場合
- ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない会員全員の同意がある場合
- 三 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)

- イ 役員等の選任
- ロ 役員等の報酬等(法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいふ)。
- ハ 定款の変更
- ニ 事業の譲渡又は譲受け
- ホ 合併

(総会における理事等の説明義務)

第三十九条 法第五十二条の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合

(新設)

第四条 (略)

(新設)

(新設)

(次に掲げる場合を除く。)

- イ 当該会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 会員が説明を求めた事項について説明をすることにより金庫その他の者(当該会員を除く。)の権利を侵害するところとなる場合
- 三 会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めるとき
- 四 前三号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(総会の議事録)

第四十条 法第五十三条の五第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十四条

ニ 法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十七条第三項

ホ 法第四十一条の二第十項

ヘ 法第四十一条の三において準用する会社法第三百四十五条第一項

ト 法第四十一条の三において準用する会社法第三百四十五条第二項

チ 法第四十一条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項

四 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第四十一条 (略)

(労働金庫の付随業務)

第四十二条 (略)

(新設)

第五条 (略)

(労働金庫の付随業務)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 法第五十八條第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第四十三條第三項第一号及び第八十七條第一項第一号において同じ。)の預金証書
- 二 一七 (略)
- 三 一七 (略)
- 四 一七 (略)
- 五 一七 (略)
- 六 一七 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三條 法第五十八條の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一四 (略)
- 二 一四 (略)
- 三 一四 (略)
- 四 一四 (略)
- 五 当該労働金庫連合会(以下「連合会」という。)がその総株主等の議決権(法第三十二條第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け
- 六 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八條の二第一項第十六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条に掲げるものとする。

5 (略)

第四十四條 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五條 法第五十八條の三第一項第一号イ又は第五十八條の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

- 一 一七 (略)
- 二 一七 (略)
- 三 一七 (略)
- 四 一七 (略)
- 五 一七 (略)
- 六 一七 (略)
- 七 一七 (略)
- 八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める機械(第九十條及び第一百十二條第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 一七 (略)
- 一〇 一七 (略)

2・3 (略)

8 法第三十二條第六項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

2 (略)

3 法第五十八條第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五條の三第三項第一号及び第十一條の四第一項第一号において同じ。)の預金証書
- 二 一七 (略)
- 三 一七 (略)
- 四 一七 (略)
- 五 一七 (略)
- 六 一七 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第五條の三 法第五十八條の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一四 (略)
- 二 一四 (略)
- 三 一四 (略)
- 四 一四 (略)
- 五 当該労働金庫連合会(以下「連合会」という。)がその総株主等の議決権(法第三十四條第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け
- 六 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八條の二第一項第十六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第五條の二第五項各号に掲げるものとする。

5 (略)

第六條 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六條の二 法第五十八條の三第一項第一号イ又は第五十八條の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

- 一 一七 (略)
- 二 一七 (略)
- 三 一七 (略)
- 四 一七 (略)
- 五 一七 (略)
- 六 一七 (略)
- 七 一七 (略)
- 八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める機械(第十一條の五の三及び第十五條第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 一七 (略)
- 一〇 一七 (略)

2・3 (略)

8 法第三十四條第六項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第四十六条 法第五十八条の三第二項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることを行い、当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。以下同じ。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第四十七条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの金庫及び会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第六条の三 法第五十八条の三第二項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 金庫又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条の四 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金庫に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの金庫及び会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

二 役員（会社法三百二十九条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者の氏名を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
2～5（略）

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三（略）

四 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

七・八（略）

九 第四十五条第六項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一（略）

2・3（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第四十九条 金庫は、法第五十八条の四第二項ただし書（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

二 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
2～5（略）

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六条の五 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三（略）

四 金庫又はその子会社が所有する商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七・八（略）

九 第六条の二第六項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一（略）

2・3（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第六条の六 金庫は、法第五十八条の四第二項ただし書（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての

承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
- 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該金庫が法第六十二条第六項の認可を受けて銀行又は他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。)の事業の譲受けをした場合
- 二 当該連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第四十五条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第四十五条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合作りに限り、第四十五条第一項第二十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。
- 2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
- 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第六条の七 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該金庫が法第六十二条第三項の認可を受けて銀行又は他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。)の営業又は事業の譲受けをした場合
- 二 当該連合会が法第六十二条第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務)

第六条の八 法第五十八条の五第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第六条の二第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第六条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合作りに限り、第六条の三第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。
- 2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

四 第四十五条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第五十二条 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第一項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 第四十五条第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 (略)

三 第四十五条第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

三 第四十五条第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4～6 (略)

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四十五条第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務

二 第四十五条第二項第三十八号に掲げる業務(前条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四十六条第二項第三十九号に掲げる業務(前条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。)

四 第六条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の二第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第六条の九 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 第六条の二第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 (略)

三 第六条の二第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

三 第六条の二第二項に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4～6 (略)

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第六条の十 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第六条の二第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務

二 第六条の二第二項第三十八号に掲げる業務(第六条の九第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務(第六条の九第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。)

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五十四条 法第五十八条の三第七項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

(会計帳簿等)

第五十五条 法第五十九条の二第二項の規定により金庫が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債負債の価格その他会計帳簿の作成に関する事項については、次条から第五十九条までに定めるところによる。

2| 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
3| 法第五十九条の二第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、金庫の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(資産の評価)

第五十六条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2| 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。)において、相当の償却をしなければならない。
3| 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4| 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5| 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合に、適正な価格を付することができる。

6| 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第六条の十一 法第五十八条の三第七項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第五十七条 負債については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならぬ。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 退職給付引当金（職員が退職した後に当該職員に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）
- 二 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（評価・換算差額等）

第五十八条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）に同じ時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段（資産）将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。（若しくは負債）将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。（又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。）に係る損益又は評価差額

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金（第六十条において「再評価差額金」といふ。）

（新設）

（新設）

(削る)

第六條の十二 金庫の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、次条から第六條の十八までの規定の定めるところによる。

(削る)

(流動資産の評価)

第六條の十三 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額未満で回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとする~~こと~~を妨げない。

(削る)

(固定資産の評価)

第六條の十四 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(削る)

(金銭債権の評価)

第六條の十五 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとする~~ことができる。~~

(削る)

(社債その他の債券の評価)

第六條の十六 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 第六條の十三第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債~~について、同条第一項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。~~

3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(削る)

(株式その他の出資の評価)

第六條の十七 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2 第六條の十三第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第一項及び第六

第五十九条 (略)

(合併の場合の再評価差額金の承継)

第六十条 再評価差額金を貸借対照表に計上している金庫が吸収合併(法第六十二条の三に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)(又は新設合併(法第六十二条の四に規定する新設合併をいう。以下同じ。)(又は新設合併(以下この条において「合併」という。))により消滅した場合)には、当該合併に係る吸収合併存続金庫(法第六十二条の三に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)(又は新設合併設立金庫(法第六十二条の四に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。)(又は新設合併設立金庫(法第六十二条の四に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。))以下この条において「合併金庫」という。))は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅金庫(法第六十二条の三に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)(又は新設合併消滅金庫(法第六十二条の四に規定する新設合併消滅金庫をいう。以下同じ。))の再評価差額金の額に相当する金額を土地の再評価に関する法律第七条の規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併金庫の再評価差額金に組み入れなければならない。

(剰余金の配当における控除額)

第六十一条 法第六十一条第一項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 最終事業年度の末日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日)(におけるのれん等調整額(貸借対照表の資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。))が、法第六十一条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額
- 二 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額(零以上である場合に限る。))

- 3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

第六十条の十八 (略)

(新設)

(剰余金の配当における控除額)

第六十一条 法第六十一条第一項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 第三条の二の三及び第三条の二の四の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が法第六十一条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額
- 二 資産につき時価を付するものとした場合(第六条の十三第一項ただし書及び第二項(これらの規定を第六条の十六第二項)同条第三項において準用する場合を含む。))及び第六条の十七第二項において準用する場合を含む。))の場合を除く。))において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

（新設）

（事業の譲渡の認可の申請等）

第六十二条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

一 理由書

二 総会の議事録

三 事業の譲渡の契約の内容を記載した書面

四 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告（同条第三項において準用する銀行法第三十四条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつた場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせること目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の一部の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 当該事業の一部の譲渡を行つた後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第六十九条第一項第十号及び第八十三条第一項において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六 当該事業の譲渡により当該金庫の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

七 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 金庫が、法第六十二条第六項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項各号（第七号を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 総代会を設けている金庫にあつては、法第五十五条第六項の規定による通知の状況を記載した書面

二 法第五十五条の二第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつた場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若し

くは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の全部の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

3) 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らして、適当なものであること。

二 事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

(事業の譲受けの認可の申請等)

第六十三条 金庫は、第六十二条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面

三 事業の譲受けの契約の内容を記載した書面

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

七 当該事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

八 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2) 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業の譲受けが、当該事業の譲渡を行う金融機関が業務を行っている地域における顧客の利便に照らして、適当なものであること。

(新設)

二 事業を譲り受ける金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる。

（吸収合併消滅金庫の事前開示事項）

第六十四条 法第六十二条の五第一項に規定する内閣府令 厚生労働省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

（新設）

一 法第六十二条の三第三号及び第四号に掲げる事項についての定め当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと（）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭等（金銭その他の財産をいう。）（の全部又は一部が吸収合併存続金庫の出資であるときは、当該吸収合併存続金庫の定款の定め

三 吸収合併存続金庫についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（法第四十一条第一項に規定する計算書類、業務報告及びついでに監事の監査報告、特定金庫にあつては、会計監査人の監査報告を含む。）をいう。
以下同じ。（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続金庫の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続金庫の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十二条の五第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日）以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅金庫（清算金庫）（法第六十七条において準用する会社法第四百七十六条の規定により清算をする金庫をいう。以下同じ。）（を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅金庫の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務（法第六十二条の五第四項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べないことができない債権者に対して負担する債務に限る。）（の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

〔吸収合併存続金庫の事前開示事項〕

第六十五条 法第六十二条の六第一項に規定する内閣府令、厚生労働省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 法第六十二条の三第三号及び第四号に掲げる事項についての定め当該定めがない場合にあっては当該定めがないこととの相当性に関する事項

二 吸収合併消滅金庫（清算金庫を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅金庫の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては吸収合併存続金庫の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（法第六十二条の六第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後に吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存在するようになる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸収合併消滅金庫（清算金庫に限る。）が法第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続金庫において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存在することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務（法第六十二条の六第六項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができない債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

〔吸収合併存続金庫の事後開示事項〕

第六十六条 法第六十二条の六第七項に規定する内閣府令、厚生労働省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅金庫における法第六十二条の五第四項において準用する法第五十七条の規定
〔その手続の経過〕

三 吸収合併存続金庫における法第六十二条の六第六項において準用する法第五十七条の規定
〔その手続の経過〕

（新設）

（新設）

四 吸収合併により吸収合併存続金庫が吸収合併消滅金庫から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第六十二条の五第一項の規定により吸収合併消滅金庫が備え置いた書面又は電磁的記録（記載又は記録された事項 吸収合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併消滅金庫の事前開示事項）

第六十七条 法第六十二条の七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 法第六十二条の四第五号に掲げる事項についての定め

二 他の新設合併消滅金庫（清算金庫を除く。）についての最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅金庫の成立の日における貸借対照表）の内容

三 他の新設合併消滅金庫（清算金庫に限る。）が法第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 新設合併消滅金庫（清算金庫を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅金庫の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十二条の七第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日）（以下この条において「新設合併契約等備置開始日」という。）（後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立金庫の債務（他の新設合併消滅金庫から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立金庫の事後開示事項）

第六十八条 法第六十三条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立金庫が新設合併消滅金庫から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 法第六十三条第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、法第六十二条の七第

「一項の規定により新設合併消滅金庫が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)」とする。

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面

三 合併契約の内容を記載した書面

四 最終事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表

五 法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条第二項の規定による公告及び催告(法第六十一条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつた場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 総代会を設けている金庫にあつては、法第五十五条第六項の規定による通知の状況を記載した書面

七 法第五十五条の二第一項の規定に基づき総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

八 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面、役員履歴書並びに事務所的位置及び代理店(金庫の委任を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。以下同じ。)の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第百十四条第一項第三号において同じ。)の見込みを記載した書面

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第百四十七条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が子会社等を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十一 吸収合併存続金庫若しくは新設合併設立金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十二 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2| 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 合併が、当該合併を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行するに十分な能力を有すること。

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第七十条 法第六十七条において準用する法第三十八条第五項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険に関する規程その他の体制

三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

四 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項

六 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会の議事録)

第七十一条 法第六十七条において準用する法第四十条第一項に規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人又は監事が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む)。

二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第六十七条において準用する法第三十九条第四項において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの

(新設)

(新設)

- ロ 法第六十七条において準用する法第三十九条第四項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により清算人が招集したもの
 - ハ 法第六十八条において準用する会社法第三百八十三条第一項による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 法第六十八条において準用する会社法第三百八十二条第三項により監事が招集したもの
 - 三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名
 - 五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第六十八条において準用する法第三十七条の三第三項
 - ロ 法第六十八条において準用する会社法第三百八十三条第一項
 - 七 清算人会に出席した清算人及び監事の氏名
 - ハ 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 4 法第六十七条において準用する法第三十九条第三項の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合には、清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - 一 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした清算人の氏名
 - 三 清算人会の決議があつたものとみなされた日
 - 四 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名
- (清算金庫の総会における理事等の説明義務)
- 第七十二条 法第六十七条において準用する法第五十三条の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合
 - (次に掲げる場合を除く。)
 - イ 当該会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 - 二 会員が説明を求めた事項について説明をすることにより金庫その他の者(当該会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
 - 三 会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めるとき
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(新設)

〔清算金庫の総会の議事録〕

第七十三条 法第六十七条において準用する法第五十二条の五第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事、会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第六十八条において準用する会社法第三百八十四条により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

四 総会に出席した清算人又は監事の氏名

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

〔清算金庫の財産目録〕

第七十四条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き、法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条第一号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算金庫の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

〔清算開始時の貸借対照表〕

第七十五条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4| 処分価格を付することが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第七十六条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2| 前条第三項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3| 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る業務報告)

第七十七条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る業務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2| 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る業務報告の附属明細書は、業務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(清算金庫の監査報告)

第七十八条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2| 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び業務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る業務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算金庫の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

(新設)

(新設)

(新設)

六 監査報告を作成した日

3| 特定監事は、第七十六条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監事の間で合意した日がある場合にあっては、当該日（までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならぬ日）。

一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合、当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合、前条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人

4| 第七十七条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

5| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第七十六条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

6| 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三項の監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合、当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合、すべての監事

(清算金庫の決算報告)

第七十九条 法第六十七条において準用する会社法五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口当たりの分配額

2| 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならぬ。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(新設)

(報酬等の額の算定方法)

第八十条 法第六十八条で準用する法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 清算人又は監事(以下「清算人等」という。)(がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該清算人等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)(として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)(の額の事業年度(法第六十八条において準用する法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(ごとの合計額のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該清算人等が当該金庫から受けた退職慰労金の額

(2) 当該清算人等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていた場合における当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該清算人等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該清算人等がその職に就いていた年数(当該清算人等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表清算人 六

(2) 代表清算人以外の清算人 四

(3) 監事 二

2 法第六十八条において準用する法第四十二条第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該清算人等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていたときは、当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該清算人等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第八十一条 法第六十八条において準用する社法第八百四十七条第一項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

(新設)

(新設)

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第八十二条 法第六十八条において準用する法第四十一条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 清算金庫が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 清算人の責任又は義務の有無についての判断
- 三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(削る)

(新設)

(合併の認可の申請等)

第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第十八条第一項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)

三 合併契約書

四 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五の二 総代会を設けている金庫にあつては、法第五十五条第六項の規定による通知の状況を記載した書類

五の三 法第五十五条の二第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

六 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所的位置及

び当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者の当該金庫のために労働金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第十六条の二第二項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類

七 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が当該合併により子会社対象会社（法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第七号及び第十條第一項第十四号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六條の五第一項第四号に掲げる書類

八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第五号及び第十條第一項第二十号の二において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

九 合併後存続する金庫若しくは合併により設立される金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八條第一項の規定により法第六十二條第一項の總會の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員（法第十三條第一項に規定する個人会員（以下「個人会員」という。）を除く。）の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八條第五項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面

十一 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

21 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による合併の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 合併が、当該合併を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 合併後存続し又は合併により設立される金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

（事業譲渡等の認可の申請等）

第八條 金庫は、法第六十二條第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十六条第一項の規定により法第六十二条第二項の総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十六条第三項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面）

三 事業譲渡等の契約書

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡等をしてもその者を書するおそれがないことを証する書面

五 当該事業譲渡等を行った後における金庫が子会社等を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

六 当該事業の譲渡により当該金庫の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

六の二 総代会を設けている金庫にあつては、法第五十五条第六項の規定による通知の状況を記載した書類

六の三 法第五十五条の二第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

七 当該事業等（事業又は営業をいう。以下この項において同じ。）の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六条の五第一項第四号に掲げる書類

八 当該事業等の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2| 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による事業譲渡等の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業譲渡等が、当該事業譲渡等を行う金庫の地区における金庫の会員その他の顧客又は当該事業譲渡等を行う金融機関が業務を行っている地域における会員その他の顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 事業譲渡等を行う金庫又は金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行するこ

第九条 削除

(届出事項)

第十条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第三十四条第四項に規定する者に該当する監事の就任又は退任があつた場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 法第三十九条の二第二項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第二条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第二条第二号八に規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 二 (略)

六 第二条第二号八に規定する定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第二条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八 十 (略)

十一 第六条の三第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。)を子会社とした場合

十二 十三 (略)

十四 金庫又はその子会社が、第六条の五各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五 十六 (略)

十七 第十二条の四又は第十二条の十一各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十八 十九 (略)

二十 金庫の事務所の全部又は一部において、第十四条第三項の規定による業務取扱時間の變更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

二十の二 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官及び厚生

(削る)

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第三十二条第四項に規定する者に該当する監事の就任又は退任があつた場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 法第四十一条の二第三項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十三条第二号八に規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 二 (略)

六 第十三条第二号八に規定する定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第十三条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八 十 (略)

十一 第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。)を子会社とした場合

十二 十三 (略)

十四 金庫又はその子会社が、第四十八条各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五 十六 (略)

十七 第九十九条又は第九十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十八 十九 (略)

二十 金庫の事務所(代理店を含む。)(の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の變更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。))

二十の二 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官及び厚生

労働大臣の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十の三（二十三）（略）

二十四 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（同条第三項の規定により電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

二十五 金庫が法第四十一条第一項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合

2（略）

3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 第一項第八号から第九号までに掲げる場合 次に掲げる書面

イ・ロ（略）

ハ その他金融庁長官及び厚生労働大臣等が必要と認める事項を記載した書面

二 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定する業務報告書及び附属

明細書

四（略）

4 法第三十二条第六項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

5～7（略）

第八十四条（略）

第八十五条（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三（略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」とい

労働大臣の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等（令第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十の三（二十三）（略）

二十四 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

二十五 金庫が法第三十九条第一項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合

2（略）

3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 第一項第八号から第九号までに掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ その他金融庁長官及び厚生労働大臣等が必要と認める事項を記載した書類

二 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第三十九条第一項に規定する業務報告書及び附属

明細書

四（略）

4 法第三十四条第六項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

5～7（略）

第十一条（略）

第十一条の二（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第十一条の三 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三（略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」とい

う。()を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付
イ)又 (略)

五・六 (略)

2| 金庫は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

(削る)

(削る)

3| 金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第二号各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(削る)

(削る)

4| (略)

第八十七条 (略)

第八十八条 (略)

う。()を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付
イ)又 (略)

五・六 (略)

2| 金庫は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書類を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と預金者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された商品情報を電気通信回線を通じて預金者等の閲覧に供し、当該預金者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに商品情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに商品情報を記録したものを交付する方法

3| 前項各号に掲げる方法は、預金者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、預金者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 金庫は、第二項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち金庫が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6| (略)

第十一条の四 (略)

第十一条の五 (略)

第八十九条 (略)

第九十条 (略)

第九十一条 (略)

第九十二条 (略)

第九十三条 (略)

第九十四条 (略)

第九十五条 (略)

第九十六条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第一百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 一七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第九十八条 (略)

2 (略)

3 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

三 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

第十一条の五の二 (略)

第十一条の五の三 (略)

第十一条の五の四 (略)

第十一条の五の五 (略)

第十一条の五の六 (略)

第十一条の五の七 (略)

第十一条の六 (略)

第十二条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十二条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十二条の六までにおいて同じ。)の額(第十二条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 一七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十二条の三 (略)

2 (略)

3 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

(当該金庫と特殊の関係のある者)

第九十九条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等及び関連法人等とする。

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第百条 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該金庫について第九十七条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第九十七条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3~5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百一条 第九十八条第二項の規定は、令第五条第十一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める理由について準用する。この場合において、第九十八条第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは、「当該金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは、「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 金庫は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第九十八条第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(金庫の特定関係者)

第百二条 令第五条の二第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除

(当該金庫と特殊の関係のある者)

第十二条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等及び関連法人等(令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)とする。

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十二条の五 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該金庫について第十二条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十二条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3~5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十二条の六 第十二条の三第二項の規定は、令第五条第十一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める理由について準用する。この場合において、第十二条の三第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは、「当該金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは、「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 金庫は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十二条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十二条の七 令第五条の二第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認め

く。以下この項において同じ。）

二・三 (略)

2 令第五条の二第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

第百三条 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第百四条 金庫は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

第百五条 (略)

第百六条 (略)

第百七条 (略)

第百八条 (略)

第百九条 (略)

られるものを除く。以下この項において同じ。）

二・三 (略)

2 令第五条の二第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

第十二条の八 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十二条の九 金庫は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

第十二条の十 (略)

第十二条の十一 (略)

第十二条の十二 (略)

第十二条の十三 (略)

第十二条の十四 (略)

(休日の承認の申請等)

第百十條 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 令第六条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 (略)

第百十一條 (略)

(臨時休業の届出等)

第百十二條 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面
- 三 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

- 一 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日
- 二 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 (略)

第百十三條 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十四條 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(休日承認の申請等)

第十三條 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 令第六条第三項の規定による掲示の方法を記載した書類

2 (略)

第十四條 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五條 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書類
- 三 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(新設)

3 (略)

第十六條 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十六條の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)
(3) 第八十六条第二項第五号に掲げる取引

へ・ト (略)

チ 金庫が法第四十一条の二第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2 (略)

百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合

(4) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合

二・三 (略)

第百十六条 (略)

第百十七条 (略)

(削る)

(事業の一部の廃止及び解散の認可の申請等)

第百十八条 金庫は、銀行法第三十七条第一項の規定による金庫の事業の一部の廃止又は解散（次項において「解散等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書面

四 債権債務の処理の方法を記載した書面

四の二 総代会を設けている金庫が解散する場合には、法第五十五条第六項の規定による通

(1)・(2) (略)
(3) 第十一条の三第一項第五号に掲げる取引

へ・ト (略)

チ 金庫が法第三十九条の二第一項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2 (略)

第十六条の三 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

(4) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

二・三 (略)

第十六条の四 (略)

第十六条の五 (略)

第十七条 削除

(事業の一部の廃止及び解散の認可の申請等)

第十八条 金庫は、銀行法第三十七条第一項の規定による金庫の事業の一部の廃止又は解散（次項において「解散等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書類

四 債権債務の処理の方法を記載した書類

四の二 総代会を設けている金庫が解散する場合には、法第五十五条第六項の規定による通

知の状況を記載した書面、法第五十五条の二第一項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

五 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

第百十九条 (略)

第百二十条 (略)

第百二十一条 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第百二十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第百二十五条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第百二十五条第四号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

五 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（労働金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する「会計監査人設置会社」をいう。）である場合に於ては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

知の状況を記載した書類、法第五十五条の二第一項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

五 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

第十九条 (略)

第十九条の二 (略)

第十九条の三 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第十九条の四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第十九条の七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第十九条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第十九条の七第四号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

五 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類（労働金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む事業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し
イ 株式会社（以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第一号に規定するみなし大会社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第

八 (略)

九 労働金庫代理業開始後三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属労働金庫(労働金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該労働金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書面

十一 (略)

十二 他に業務を行うときは、兼業業務(労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書面

十三 (略)

十四 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)を記載した書面

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

第百二十三条 (略)

第百二十四条 (略)

(労働金庫代理業の許可の審査)

第百二十五条 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、労働金庫代理業開始後又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 二六 (略)

(労働金庫代理業の許可の予備審査)

第百二十六条 法第八十九条の三第一項の規定による労働金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。

十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査を受けている法人当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

八 (略)

九 労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属労働金庫(労働金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該労働金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 (略)

十二 他に業務を行うときは、兼業業務(労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書類

十三 (略)

十四 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)を記載した書類

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

第十九条の五 (略)

第十九条の六 (略)

(労働金庫代理業の許可の審査)

第十九条の七 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 二六 (略)

(労働金庫代理業の許可の予備審査)

第十九条の八 法第八十九条の三第一項の規定による労働金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書類を金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出して予備審査を求めることができる。

第百二十七条 (略)

第百二十八条 (略)

(兼業の承認の申請等)

第百二十九条 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第百二十五条第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

第百三十条 (略)

第百三十一条 (略)

(労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第百三十二条 第八十六条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

第百三十三条 (略)

(他の所属労働金庫の同種の契約に係る情報提供)

第百三十四条 労働金庫代理業者は、第百三十一条に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属労働金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第百三十五条 第九十一条から第九十三条までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。

第十九条の九 (略)

第十九条の十 (略)

(兼業の承認の申請等)

第十九条の十一 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第十九条の七第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

第十九条の十二 (略)

第十九条の十三 (略)

(労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第十九条の十四 第十一條の三の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

第十九条の十五 (略)

(他の所属労働金庫の同種の契約に係る情報提供)

第十九条の十六 労働金庫代理業者は、第十九条の十三第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属労働金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第十九条の十七 第十一條の五の四から第十一條の五の六までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百三十六条 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第九十二条に規定する情報及び前条において準用する第九十三条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく労働金庫代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2・3 (略)

第百三十八条 (略)

第百三十九条 (略)

第百四十条 (略)

第百四十一条 (略)

第百四十二条 (略)

第百四十三条 (略)

第百四十四条 (略)

第百四十五条 (略)

(労働金庫代理業に関する報告書の様式等)

第百四十六条 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による労働金庫代理業に関する報告書は、労働金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2・4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした労働金庫代理業者の直前事業年度に係る労働金庫代理業

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第十九条の十八 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十一条の五の規定する情報及び前条において準用する第十一条の五の六に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく労働金庫代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2・3 (略)

第十九条の十九 (略)

第十九条の二十 (略)

第十九条の二十一 (略)

第十九条の二十二 (略)

第十九条の二十三 (略)

第十九条の二十四 (略)

第十九条の二十五 (略)

第十九条の二十六 (略)

(労働金庫代理業に関する報告書の様式等)

第十九条の二十七 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による労働金庫代理業に関する報告書は、労働金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2・4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした労働金庫代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係

に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれの事項又は当該労働金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第百四十七条（略）

第百四十八条（略）

第百四十九条（略）

第百五十条（略）

第百五十一条（略）

（定款及び業務の方法の軽微な変更等）

第百五十二条（略）

2 令第十一条第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第八十三条第一項第一号から第十九号までに掲げる場合に係る届出とする。

（書類の經由）

第百五十三条（略）

2 労働金庫代理業者は、申請書、労働金庫代理業に関する報告書その他この命令に規定する書面（以下この条において「申請書等」という。）を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出するときは、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 （略）

る労働金庫代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれの事項又は当該労働金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第十九条の二十八（略）

第十九条の二十九（略）

第十九条の三十（略）

第十九条の三十一（略）

第十九条の三十二（略）

（定款及び業務の方法の軽微な変更等）

第二十条（略）

2 令第十一条第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第十条第一項第一号から第十九号までに掲げる場合に係る届出とする。

（書類の經由）

第二十一条（略）

2 労働金庫代理業者は、申請書、労働金庫代理業に関する報告書その他この命令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出するときは、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 （略）

(予備審査等)

第百五十四条 金庫又は労働金庫代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(標準処理期間)

第百五十五条 (略)

2 (略)

別表第二(第百二十七条関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
役員の變更	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 第百二十五条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十九条の二十九関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
会社分割(吸収分割)により労働金庫代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 吸収分割年月日	一 (略) 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割承継会社の登

(予備審査等)

第二十一条 金庫又は労働金庫代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(標準処理期間)

第二十三条 (略)

2 (略)

別表第二(第十九条の九関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
役員の變更	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 第十九条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十九条の二十九関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
分割により労働金庫代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 分割年月日	一 (略) 二 分割契約書 三 承継会社の登記事項証

<p>労働金庫代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	
	<p>記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 労働金庫代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面</p> <p>五 (略)</p> <p>六 吸収分割承継会社が第百二十五条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 吸収分割承継会社における労働金庫代理業の実施体制</p> <p>八 吸収分割承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面</p>

<p>労働金庫代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>(略)</p>	
<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 労働金庫代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録</p> <p>五 営業譲渡の手續を記載した書面</p>	<p>明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>四 労働金庫代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 (略)</p> <p>六 承継会社が第十九条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 承継会社における労働金庫代理業の実施体制</p> <p>八 承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面</p>

(略)	労働金庫代理業者である法人が合併により消滅したとき	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第百二十五条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>六 事業譲渡先が第百二十五条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 事業譲渡先における労働金庫代理業の実施体制</p> <p>八 事業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

(略)	労働金庫代理業者である法人が合併により消滅したとき	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第十九条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>六 営業譲渡先が第十九条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 営業譲渡先における労働金庫代理業の実施体制</p> <p>八 営業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>